

資料編

1 策定経緯

年	月日	調査・会議等
平成 25 年	8 月 29 日	第 1 回津島市子ども・子育て会議
	9 月 25 日	第 1 回津島市子ども・子育て会議幼稚園・保育園部会
	10 月	就学前児童及び小学生の各保護者を対象とするニーズ調査
	11 月 20 日	第 2 回津島市子ども・子育て会議幼稚園・保育園部会
	12 月 20 日	第 3 回津島市子ども・子育て会議幼稚園・保育園部会
平成 26 年	1 月 27 日	第 2 回津島市子ども・子育て会議
	2 月 21 日	第 4 回津島市子ども・子育て会議幼稚園・保育園部会
	3 月 5 日	第 3 回津島市子ども・子育て会議
	3 月 24 日	第 1 回津島市子ども・子育て会議学童保育部会
	4 月 9 日	第 2 回津島市子ども・子育て会議学童保育部会
	5 月 30 日	第 5 回津島市子ども・子育て会議幼稚園・保育園部会
	6 月 18 日	第 3 回津島市子ども・子育て会議学童保育部会
	6 月 27 日	第 4 回津島市子ども・子育て会議
	8 月 13 日	第 6 回津島市子ども・子育て会議幼稚園・保育園部会
	8 月 19 日	第 5 回津島市子ども・子育て会議
	9 月 24 日	第 7 回津島市子ども・子育て会議幼稚園・保育園部会
	10 月 2 日	第 6 回津島市子ども・子育て会議
	11 月 4 日	第 4 回津島市子ども・子育て会議学童保育部会
	12 月 1 日～ 12 月 26 日	パブリックコメント
平成 27 年	2 月 5 日	第 7 回津島市子ども・子育て会議

2 津島市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、津島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 津島市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 別表に掲げる団体及び機関の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 前項の団体及び機関の委員が子ども・子育て会議に出席できないときは、代理者を出席させ、その職務を代理させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上（代理出席を含む）が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員(第3条第3項の規定による代理者が出席したときは、当該代理者)が子ども・子育て会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、公務で子ども・子育て会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部児童課において処理する。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

3 当該部会において調査審議を行った事項について、子ども・子育て会議に報告しなければならない。

4 要綱第6条及び第10条の規定は、部会の会議及び運営について準用する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議で定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の任期は、平成27年5月31日までとする。

3 津島市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	委員	備考
林 陽子	学識経験者	
幸田 政次	愛知県海部児童・障害者相談センター長	～H26.5.31
古田 学	愛知県海部児童・障害者相談センター長	H26.6.1～
星野 厚子	津島市民生児童委員連絡協議会代表	
伊藤 幸代	津島市小中学校校長会代表	
城 昌代	津島市PTA連合会代表	～H26.5.31
須崎 弘久	津島市PTA連合会代表	H26.6.1～
沢田 里美	津島市保育協会代表	
山田 雄司	津島市私立幼稚園連絡協議会代表	
黒崎 弓美子	津島市私立保育園父母の会代表	～H26.5.31
伊藤 里奈	津島市私立保育園父母の会代表	H26.6.1～
松永 佳江	津島市私立幼稚園PTA代表	～H26.5.31
水谷 朱根	津島市私立幼稚園PTA代表	H26.6.1～
星野 武史	津島市学童保育連絡協議会代表	
清水 葉子	津島市ファミリー・サポート・センター代表	
伊藤 早苗	子育て中の保護者が子育て支援のため自主的に活動する団体代表	
寺西 知雄	障がい児の福祉の向上のため活動する団体代表	～H26.8.10
田中 和夫	障がい児の福祉の向上のため活動する団体代表	H26.8.11～
横山 亜矢子	その他市長が適当と認める者(NPO法人代表)	
北 公恵	その他市長が適当と認める者(公立保育園保護者代表)	～H26.5.31
浅井 美奈	その他市長が適当と認める者(公立保育園保護者代表)	H26.6.1～
半澤 佳誉子	その他市長が適当と認める者(臨床心理士)	

4 用語解説

あ行

NPO

Non Profit Organization（非営利活動組織）の略称で、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を非営利で行う組織・団体

か行

学習指導要領

文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

家庭児童相談室

児童虐待についての相談のほか、子どもを取り巻く問題の相談に応じる場

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とする法律で、平成15年5月1日施行

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための法律

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

さ行

事業所内保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法。平成 26 年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長

総合計画

市の行財政運営の長期的な指針となる最上位の計画として策定された市の計画

痩身傾向児

性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が -20%以下の者

その他の親族世帯

「夫婦と両親からなる世帯」や「夫婦とひとり親からなる世帯」、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」など

た行

津島市障がい福祉計画

障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」に当たるもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めたもの

津島市男女共同参画プラン

市の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

低出生体重児

出生時に体重が 2,500g 未満の新生児のこと

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第 29 条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

な行

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんの体を激しく揺さぶることで脳が急激に動き、血管が切れたり、神経が切れたりすることで脳に重篤な障害が残ること

認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを持たせたもの

は行

非親族世帯

2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

フッ化物塗布

乳歯むし歯の予防として、比較的高濃度のフッ化物溶液やゲル（ジェル）を歯科医師・歯科衛生士が歯面に塗布すること

保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの

放課後子供教室

放課後や学校休業日に、小学校の施設等を利用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が定めた計画

ま行

マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの

や行

幼稚園教育要領

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの

4種混合の予防接種

ジフテリア、百日咳、破傷風に対する予防接種である三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを混合したもの